

件 名	愛媛県企業立地促進基金条例
主 管 課	企業立地課
根拠法令等	
【制定の概要】 1 設置 本県の優れた産業基盤を生かし、先端技術を活用した成長性の高い産業又は地域の特性を踏まえた産業に関する企業の立地を促進することにより、地域経済の振興及び新たな雇用機会の創出を図るため、企業立地促進基金を設置する。 2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額 3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管 4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入 5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。 6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。	
施 行 日	公布の日
【その他参考事項】 基金への積立額 50億円	